

## パワーハラ対策と同一労働同一賃金セミナーのご案内

主催：愛知労働局

## 説明会の概要

## ①パワーハラスメント防止対策(改正労働施策総合推進法)

職場におけるいじめ・嫌がらせに関する都道府県労働局への相談件数は年々増加しています。このため、職場でのパワーハラスメント防止対策が法制化されました。事業主に対しての雇用管理上の措置義務が新設され、大企業を対象に令和2年6月1日より施行されています（中小企業は令和4年4月1日施行）。本説明会では「パワーハラスメントの定義」「事業主に義務付けられる雇用管理上の措置」「パワーハラスメント発生時の対応」「パワーハラスメントのない職場づくり」等について説明します。

## ②パートタイム・有期雇用労働法

正社員とパート・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止（いわゆる同一労働同一賃金）について説明します。

参加  
無料

## 日時・会場

※会場は「三密」とならないよう配慮します。  
※ご来場の際はマスク着用をお願いします。

- ▶以下の日程で説明会を開催します。
- ▶いずれの会場も13時開場、13時30分開会です。閉会は15時20分を予定しています。
- ▶15時20分の閉会后、16時まで個別相談会を開催します。

番号	日時	会場	定員
1	10月2日(金)	ウィルあいち セミナールーム(名古屋市東区上笠杉町1)	50名
2	10月5日(月)	ウィルあいち セミナールーム	50名
3	10月8日(木)	刈谷市総合文化センター 402研修室 (刈谷市若松町2丁目104)	40名
4	10月13日(火)	刈谷市総合文化センター 402研修室	40名
5	10月26日(月)	ウィルあいち セミナールーム	50名
6	10月28日(水)	ウィルあいち セミナールーム	50名
7	10月30日(金)	ウィルあいち セミナールーム	50名
8	11月4日(水)	豊橋市民文化会館 第4会議室 (豊橋市向山大池町20-1)	50名
9	11月10日(火)	ウィルあいち セミナールーム	50名
10	11月19日(木)	ウィルあいち セミナールーム	50名
11	11月24日(火)	ウィルあいち セミナールーム	50名

## お申し込み方法

本チラシ裏面の申込票を愛知労働局雇用環境・均等部指導課あてFAXもしくは郵送にてご提出ください。

**★定員に達した場合は愛知労働局HPにアップしますので、提出前に一度ご確認ください！**

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/pawaharataisaku\\_douitsu\\_00004.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/pawaharataisaku_douitsu_00004.html)



◆お問い合わせ：愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課  
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 2階  
電話 (052) 857-0312 FAX (052) 857-0400